

第14期第17回

札幌市農業委員会総会議事録

日 時：令和6年11月6日（水）午後2時

場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

第14期第17回 札幌市農業委員会総会

出席者名簿

議席	氏名	出欠
1	生野 隆雄	出席
2	山本 和夫	出席
3	藤井 徹	出席
4	大西 智樹	出席
6	上山 雅彦	出席
7	千葉 悅子	出席
8	氏家 正喜	出席
9	平佐 雅勝	欠席
10	橋場 和実	出席
11	吉田 長幸	出席
農地利用最適化 推進委員	松下 秀彰	議案第1号の調査 員として出席

事務局	事務局長 石橋 英二	
	次長 佐々木 久美	
	振興係長 伊藤 哲也	
	農地係長 宮崎 伸一	

総会に係る付議議案等

区分	議題	備考
議案第1号	現況証明について	
議案第2号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	
報告第2号	農地所有適格法人報告書の提出について	
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	
報告第4号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	
報告第5号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	
報告第6号	現況証明について(事務局長専決)	
報告第7号	地目変更登記に係る登記官からの照会について(事務局長専決)	

第14期第17回農業委員会総会 議事録

令和6年11月6日（水）

発言者	議事内容
議長	<p>これより第14期札幌市農業委員会第17回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席状況でございますが、平佐委員から欠席の連絡がありました。委員総数10名中、出席者9名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号10番の橋場委員と議席番号11番の吉田委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、議案2件、報告7件となっております。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。</p> <p>はじめに、議案第1号「現況証明」について上程いたします。代表の松下推進委員から説明をお願いいたします。</p>
松下委員	<p>推進委員の松下です。調査員を代表してご説明いたします。</p> <p>項目1の白石区川下の件につきまして、10月2日に橋場委員、吉田委員と私の3人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地の位置につきましては、資料1-1をご覧ください。申請地は、1,370m²のうち過半を占める約800m²が過去から農地性が見られない土地であり、残りの約570m²につきましては、現所有者の姉夫婦が当該地を含む一体の土地で昭和60年頃まで稲作を行っていました。その後、減反政策の影響により麦を作ることとしましたが、収量が上がらなかつたので、2~3年で止めることとなり、それ以降40年近くに渡り耕作しておらず、今後も農業上の利用は見込まれません。</p> <p>そのほか、申請地に係る調査内容は、資料1-2のとおりです。</p> <p>このような現況から「相当期間不耕作の状態が続いている土地への対応指針」第3条(1)の「自然的に荒廃した土地で、不耕作の状態になってから10年程度経過し、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないもの」に該当すると認められることから「非農地」として提案いたしました。説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
藤井委員	はい。よろしいでしょうか。
議長	どうぞ。
藤井委員	こちらは10年程度耕作されていない、自然荒廃地ということですが、10年間の中で、現地調査をしていると思うが、所有者に対して指導した経過

発言者	議事内容
藤井委員	などはあるのでしょうか。
農地係長	利用状況調査は毎年行っておりますが、現地は、草が刈られている状態であると記録が残っております。なお、過去の台帳を確認しましたが、指導したという記録は見当たりませんでした。
藤井委員	以前は耕作を確認しているとのことですが、農地が荒れていく状況が分かっていれば、農業委員会で年間1回は調査して、こういう土地を利用したい人が居るかどうかなどの情報を公開して、荒廃農地にならないように、貸し借りの調整を行う中で、地主に対して、調査をしたことがあるのでしょうか。
農地係長	遊休農地にはなっていないので、所有者に対しての利用意向調査は行っておりません。
藤井委員	調査はしていないということですね。 分かりました。
議長	他にございませんか。 (異議なし)
議長	異議がありませんので、議案第1号につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	それではご説明いたします。 2ページの申請番号20-630番につきましては、新規の賃借権設定でございます。借主はタマネギを生産する農家でございます。 場所でございますが、資料2-1をご覧ください。9月10日に事務局職員が現地を確認しております。 許可要件につきましては、資料2-2の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。 賃借期間は6年間です。 続きまして、申請番号30-643番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はタマネギを生産する農家でございます。 賃借期間は3年間です。 次に、3ページの申請番号30-644番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はレタス等を生産する農家でございます。 賃借期間は6年間です。 続きまして、申請番号60-607番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主は養豚を営む農地所有適格法人でございます。

発言者	議事内容
振興係長	<p>貸借期間は5年間です。</p> <p>続きまして、申請番号75-604番及び75-605番につきましては、同一の借主による新規の賃借権設定でございます。借主は牧草等を生産する農地所有適格法人でございます。</p> <p>場所でございますが、資料3-1をご覧ください。8月13日に事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>許可要件につきましては、資料3-2の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。</p> <p>貸借期間は3年間です。</p> <p>なお、すべての申請について、事務局職員が現地を確認しております。説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議がありませんので、議案第2号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。</p> <p>続いて報告事項に移ります。報告第1号から第7号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>4ページの報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出」について、南区で1件の届出がございました。届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。</p> <p>次に、5ページの報告第2号「農地所有適格法人報告書の提出」について、今回は6社の農地所有適格法人から報告書の提出がございました。</p> <p>資料4-1から4-6をご覧ください。いずれも報告書を審査した結果、農地法第2条第3項各号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。</p> <p>次に、6ページの報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」について、番号30-234番につきましては、賃借人からの申し出により合意解約した旨の通知があったものです。</p>
農地係長	<p>続きまして、7ページの報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、北区で1件の届出がありました。</p> <p>この届出は、市街化区域内の農地を、住宅に転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。</p>

発言者	議事内容
農地係長	<p>次に、8ページの報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、「所有権の移転」を伴うものにつきまして、東区で1件の届出がありました。</p> <p>この届出は、市街化区域内の農地を、店舗・共同住宅建築のため転用する目的で、権利の移転を行うもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。</p> <p>次に、9ページから12ページまでの報告第6号「現況証明」について、報告に入る前に議案の訂正がございます。表のすぐ上に「域内、「調整」は市街化調整区域内を表す。」とありますが、前半の文字が脱落しておりました。正しくは、「市・調」欄の「市街」は市街化区域内」という文字が脱落しておりました。お詫びして訂正いたします。</p> <p>それでは、報告に移ります。報告第6号「現況証明」について、中央区で1件、北区で5件、東区で10件、白石区で5件、厚別区で2件、豊平区で2件、清田区で1件、南区で3件、西区で2件、合計31件の申請がありました。</p> <p>当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。</p> <p>最後に、13ページの報告第7号「地目変更登記に係る登記官からの照会」について、北区で1件、西区で1件の照会があり、当該地を調査した結果、農地以外の土地であると認められましたことから、すべて「非農地」として回答したものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の報告について、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。</p> <p>これをもちまして、本日の総会は終了いたします。</p> <p>次回の総会開催でございますが、令和6年12月3日、火曜日、午後4時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。</p> <p>よろしければ、第18回総会は令和6年12月3日、火曜日、午後4時からいたしますので、よろしくお願ひいたします。</p>

開始時間 午後2時00分 終了時間 午後2時15分